

令和7年度 月岡中学校いじめ防止基本方針

(中12) 富山市立月岡中学校

目 次

1	月岡中学校いじめ防止基本方針について	1
(1)	目的	1
(2)	基本理念	1
(3)	いじめの定義	1～2
2	本校のいじめの実態と課題について	2
(1)	本校の実態	2
(2)	本校の課題	2
3	いじめ問題への対応について	3
(1)	いじめの防止のための取組	3
(2)	いじめの早期発見のための取組	3
(3)	いじめが起きたときの対応	4～10
4	重大事態への対処について	11
(1)	重大事態とは	11
(2)	重大事態の対応についての留意事項	11

1 月岡中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

富山市立月岡中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「月岡中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての生徒に関わる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて生徒が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

(3) いじめの定義

【法第 2 条】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条）を活用して行う。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消することはなく、判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。
（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
（被害生徒およびその保護者への面談等で確認）

○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪をもってのみで終わるものではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 小学校での人間関係に起因したいじめやからかいが発生する傾向がある。
その内容は、かげ口や悪口等、言葉によるものが大半を占めている。
- ・ 生徒は狭い人間関係の中で思慮しなければならないことが多く、気になることがあっても、教師に相談できない場合がある。

(2) 本校の課題

- ・ 1小1中であることから、入学当初から小学校と連携した継続した指導を行い、未然防止に努める必要があります。
- ・ 冷やかしかからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いことから、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・ 日頃から意識して生徒の観察や声かけに努め、気になることがあったときには、教師側から気軽に声を掛けられる人間関係をつくる必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・ 道德教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進します。
- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 p 9 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやり取り、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても、学校の教職員全体で共有し、解消に向け迅速に取り組みます。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

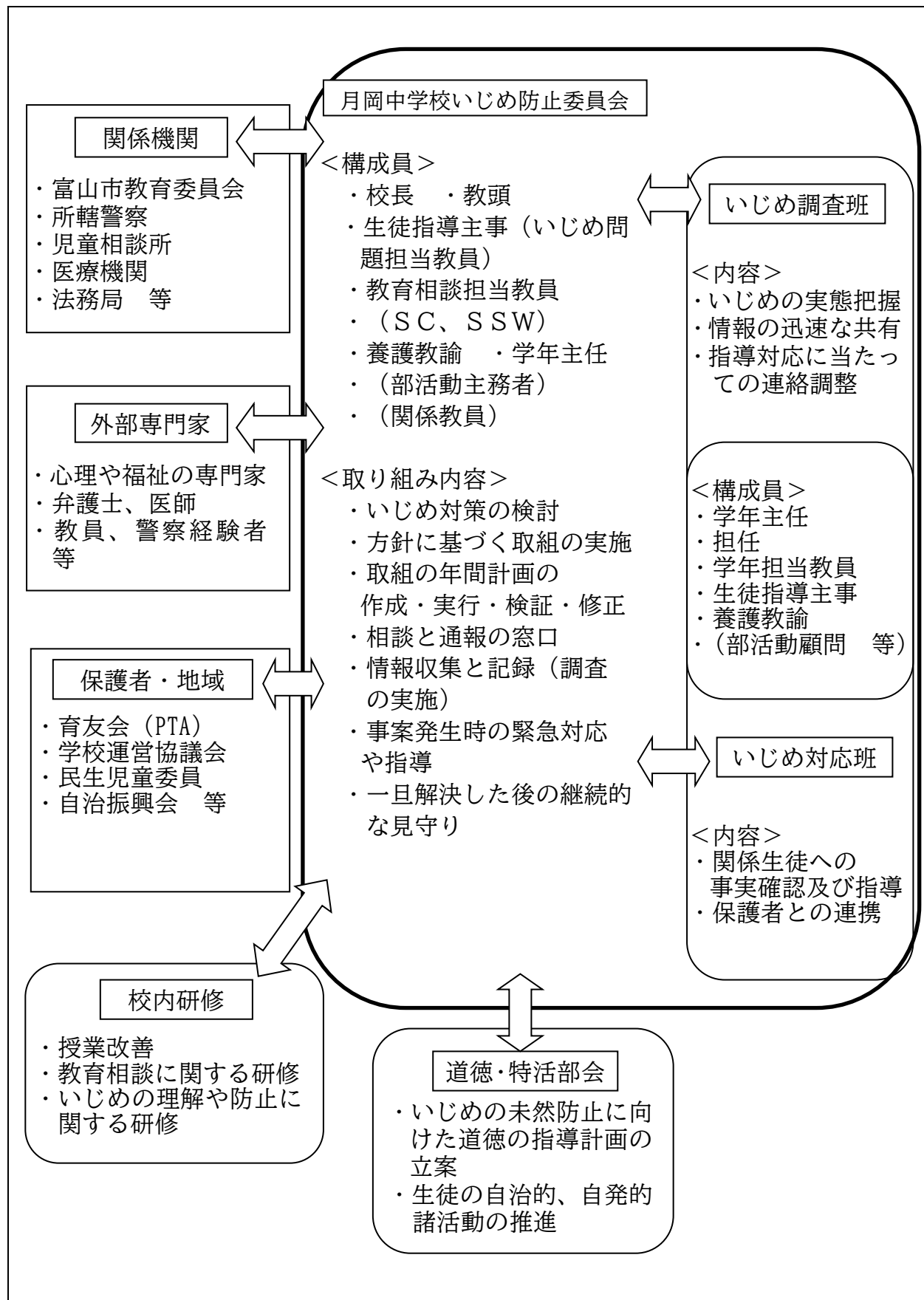
(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「月岡中学校いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
※参照① p 6【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
② p 8【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】
③ p 10【資料 いじめ発見！初動マニュアル】
- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供のそれぞれの保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談して対応します。
- ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組みます。
- ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダーに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

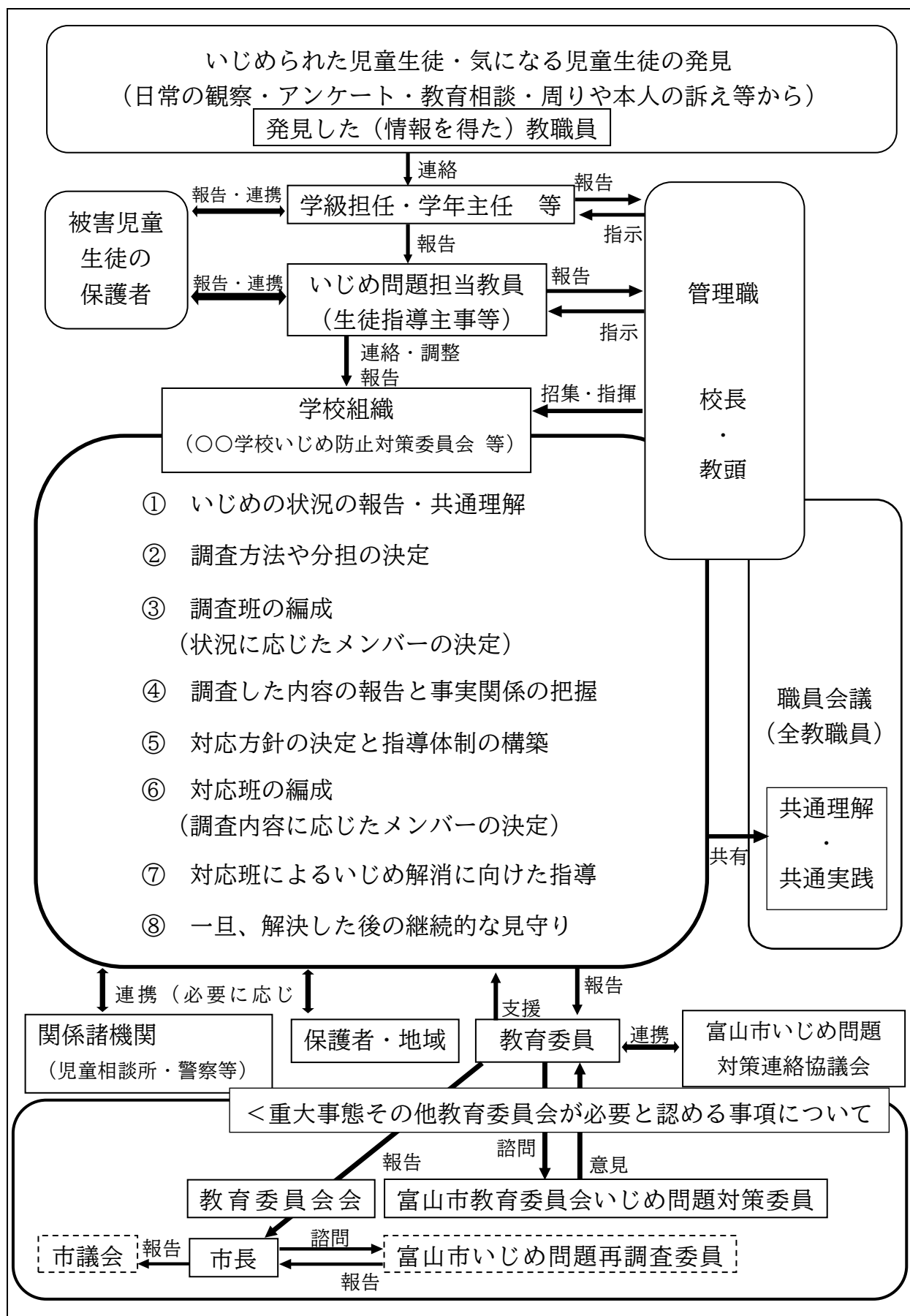
(法第22条に基づく組織)



【表1 校内いじめ防止委員会】

役 職	分担1	分担2	備 考
校長	総括責任者		
教頭	総括		
生徒指導主事	調査班		
教育相談担当教員	調査班		
スクール カウンセラー		対応班	
各学年主任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班		
部活動担当教員		対応班	
担任等関係教員	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施 学年運営資料での保護者啓発 いじめ問題に関する職員研修会① いじめ問題に関する職員研修会②				
未然防止への取組	①学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会・校外学習等) いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2学期の指導計画の確認 生徒会による未然防止に向けた自治活動 ネットトラブル防止教室				
早期発見への取組	いじめチェックリスト さわやかアンケート 教育相談週間 いじめチェックリスト さわやかアンケート 保護者 学校評価アンケート				

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施 いじめ問題に関する職員研修会③ いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し						
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (学習発表会等) ③学級・学年づくり 人間関係づくり (校外学習・修学旅行等) 生徒会による「人権週間への取組」 いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・3学期の指導計画の確認 いじめ問題に関する職員研修会④ 道徳・特別活動計画へ生かす						
早期発見への取組	いじめチェックリスト さわやかアンケート 教育相談週間 いじめチェックリスト さわやかアンケート 保護者 学校評価アンケート さわやかアンケート 教育相談週間						

【資料 いじめ発見！ 初動マニュアル】

原則： 即時対応！ その日の内に動きをつくり出す
チームで迅速な解決を！

1 「いじめ防止委員会」の組織

- ☐ いじめの情報を入手したり現場を目撃したりした場合は、直ちに学年主任あるいは生徒指導主事を通して、教頭に報告する。
- ☐ 教頭は直ちに「いじめ対策委員会」を組織し、対応の方針や役割分担等を明確にする。

【メンバー】

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、養護教諭、担当（該当）教員

2 正確な情報収集

- ☐ 学年担当が中心となり分担して被害者及び加害者個々に話を聴き、事実を紙に書いてもらう。
(5W1H)
 - 【加害者】 どのようなことをしたか（事実）、なぜそうしたか（理由）
どこがいけないのか（結果） など
 - 【被害者】 いつ、どこで、だれから、どのようなことをされたか
- ☐ 紙に書かれた内容をすり合わせて、正確な情報とする。
- ☐ いじめの正確な情報を早急に組織的・多面的に収集し、時系列に事実のみを整理する。
- ☐ 教頭は、「生徒指導案シート」（別紙参照）を活用し、対応の内容を絶えずチェックし、対応の方向を修正していく。
- ☐ 「いじめ対策委員会」では、被害者を守るなど、まずしなければならない対応を明確にし、全教職員で共通理解する。

3 保護者への説明

- ☐ 学年主任（場合によっては教頭）と担任が被害者宅を家庭訪問し、保護者にいじめの事実を正確に伝え謝罪するとともに、学校としての今後の対応策を示し、理解を求める。
- ☐ 正確な事実が分かれば、学年主任（場合によっては教頭）と担任が加害者宅を家庭訪問し、保護者に事実を伝え、協力を依頼する。

4 被害者の安全確保

- ☐ 被害者の安全を守るために、休み時間、清掃時間、放課後等の見守り体制等、具体策を立て、本人と保護者に説明するとともに、学校で着実・確実・誠実に実践していく。
- ☐ 保護者と、被害者の登下校における安全確保を相談する。
- ☐ 担任、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー等が被害者との面談を行い、心のケアに努める体制を整える。

5 その他の指導

- ☐ 傍観者、観衆に対する指導を行う。
- ☐ 学級、学年、全校体制での指導を行う。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(生徒が自殺を企図した場合)
 - ② 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

秘

生徒指導案 _____月

※事実の把握はできていますか？→別紙で事実を説明する！（5W1H、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）

[illegible]

12

※視点→本人、友人、学級、学年、学校、保護者、地域、関係諸機関、委員会